

報告第 2 2 号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：環境衛生センター)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 3 日報告

小松島市長 中 山 俊 雄

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	168,570円
相手方	日開野町在住の女性
事故発生年月日	令和3年5月25日
事故発生場所	小松島市横須町2番14号

事故の概要

小松島市教育委員会駐車場において、作業車を停めて作業をしていたところ、作業車の荷台後部扉の固定用フックが掛かっておらず、駐車中の相手方車両後部と開いた扉が接触し、相手方車両が損傷したもの。

令和3年6月28日 専決第5号

小松島市長 中山 俊雄